



平成 16 年 2 月 20 日

特定非営利活動法人
化学物質過敏症支援センター 様

名古屋市 健康福祉局
健康部 環境薬務課

名古屋市健康福祉局及び各区保健所におけるシックハウス対策について

貴センターにおかれましてはシックハウス等に係わるさまざまな事業を行っておられるとのこと、ごくろうさまでございます。

シックハウス症候群等につきましては事務局長様の文書にもございましたように、医学的、社会的な認知・理解が十分でないということで、本市におきましても手探りで取り組んでいるところでございます。

そこで、貴センターからいただきました「保健所についての要望書」につきましては、下記のとおり本市での取り組みをご紹介させていただくことで回答とさせていただきますと存じますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 関連情報の収集及び職員の知識・理解を深めることについて

衛生研究所と協力しながら室内空気環境の調査を実施するとともに、大学医学部の研究者にお願いして職員研修を行いました。

また、職員をメンバーとする住居衛生研究会を開催し、指導マニュアルや啓発方法などの検討を行っています。

2 公共施設における室内環境の保全及び教育委員会・建築等の部局との連携について

建築、教育委員会、消費生活センターなどの関連部局の主管課長をメンバーとする「シックハウス対策連絡会議」を設置して情報交換等に努めています。

3 公共施設の禁煙化について

市の施設については健康増進法の趣旨に沿って受動喫煙防止の徹底を図るため、名古屋市喫煙対策推進本部を設置し「市施設における受動喫煙防止のための方針」を策定して受動喫煙防止措置を計画的にすすめています。

4 健康診断等での対応について

乳幼児健康診査、生活習慣病検診等については、保健師等が受診者の既往、現症等問診を実施し、必要があれば会場等で配慮しています。

5 市民からの相談等に対する対応について

シックハウスに関しては、平成13年度から保健所の環境衛生担当で相談に応じており、必要に応じて現場調査、ホルムアルデヒド等の簡易検査などを行い、室内環境改善のための助言をしています。

6 市民への啓発について

シックハウスに関する啓発用リーフレットや講習会に使用できる資材等を作成し、保健所における啓発活動に活用しています。

担当：環境衛生係 渡辺

電話 052-972-2644 (ダイヤルイン)